



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

救急病院の告示（医療政策課）	1
県営土地改良事業に係る換地処分（村づくり計画課）	1
公有水面埋立しゅん功認可（海岸防災課）	1
兼用工作物の管理協定の締結（河川課）	5
都市計画事業の変更の認可（下水道課）	5

### 公 告

建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）	6
開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）	8
開発行為に関する工事の完了・14件（中部土木事務所）	8

### 企業局事項

特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告	12
特定調達契約に係る一般競争入札の公告	13

### 病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者の決定（県立八重山病院）	16
--------------------------	----

## 告 示

### 沖縄県告示第75号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和5年2月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
宜野湾記念病院	宜野湾市宜野湾三丁目3番13号	医療法人緑水会	令和5年3月1日	令和8年2月28日

### 沖縄県告示第76号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、宮古島市魚口地区県営水利施設整備事業に係る換地処分をした。

令和5年2月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県告示第77号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

令和5年2月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 令和5年2月1日 沖縄県指令士第86号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
  - (1) 認可を受けた者 北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町
  - (2) 代表者 北谷町字吉原454番地1 北谷町長 渡久地政志
- 3 埋立区域
  - (1) 位置 北谷町字美浜2番の地先公有水面
  - (2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ令和2年の秋分の満潮位 (E. L. + 1.00メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
    - ①の地点 四等三角点 (K当7) 港 (北緯26度19分24秒1979、東経127度45分08秒4317) から167度30分19秒1,246.578メートルの地点
    - ②の地点 ①の地点から112度02分43秒0.829メートルの地点
    - ③の地点 ②の地点から108度30分29秒1.985メートルの地点
    - ④の地点 ③の地点から105度18分02秒1.990メートルの地点
    - ⑤の地点 ④の地点から102度52分04秒1.998メートルの地点
    - ⑥の地点 ⑤の地点から100度03分11秒1.994メートルの地点
    - ⑦の地点 ⑥の地点から97度08分09秒1.997メートルの地点
    - ⑧の地点 ⑦の地点から95度08分23秒1.987メートルの地点
    - ⑨の地点 ⑧の地点から92度07分20秒1.998メートルの地点
    - ⑩の地点 ⑨の地点から89度58分17秒1.994メートルの地点
    - ⑪の地点 ⑩の地点から86度47分12秒1.998メートルの地点
    - ⑫の地点 ⑪の地点から83度52分46秒1.988メートルの地点
    - ⑬の地点 ⑫の地点から81度30分32秒1.998メートルの地点
    - ⑭の地点 ⑬の地点から79度07分27秒1.993メートルの地点
    - ⑮の地点 ⑭の地点から76度24分09秒1.995メートルの地点
    - ⑯の地点 ⑮の地点から75度23分59秒1.995メートルの地点
    - ⑰の地点 ⑯の地点から69度13分07秒1.993メートルの地点
    - ⑱の地点 ⑰の地点から68度02分39秒1.998メートルの地点
    - ⑲の地点 ⑱の地点から65度52分40秒2.004メートルの地点
    - ⑳の地点 ⑲の地点から63度06分01秒1.992メートルの地点
    - ㉑の地点 ㉑の地点から60度37分58秒1.994メートルの地点
    - ㉒の地点 ㉒の地点から57度23分08秒1.995メートルの地点
    - ㉓の地点 ㉓の地点から54度45分18秒2.003メートルの地点
    - ㉔の地点 ㉔の地点から52度27分22秒1.989メートルの地点
    - ㉕の地点 ㉕の地点から49度39分50秒1.991メートルの地点
    - ㉖の地点 ㉖の地点から47度05分55秒1.989メートルの地点
    - ㉗の地点 ㉗の地点から44度28分30秒2.007メートルの地点
    - ㉘の地点 ㉘の地点から42度06分11秒1.987メートルの地点
    - ㉙の地点 ㉙の地点から39度27分11秒1.997メートルの地点
    - ㉚の地点 ㉚の地点から36度25分15秒1.991メートルの地点
    - ㉛の地点 ㉛の地点から33度53分54秒1.983メートルの地点
    - ㉜の地点 ㉜の地点から31度16分12秒1.990メートルの地点
    - ㉝の地点 ㉝の地点から28度32分13秒1.989メートルの地点
    - ㉞の地点 ㉞の地点から25度45分18秒1.993メートルの地点
    - ㉟の地点 ㉟の地点から23度05分22秒1.999メートルの地点
    - ㊱の地点 ㊱の地点から20度38分11秒2.000メートルの地点
    - ㊲の地点 ㊲の地点から18度05分19秒1.987メートルの地点
    - ㊳の地点 ㊳の地点から15度08分07秒2.011メートルの地点
    - ㊴の地点 ㊴の地点から12度50分11秒1.981メートルの地点
    - ㊵の地点 ㊵の地点から10度14分36秒2.002メートルの地点
    - ㊶の地点 ㊶の地点から7度56分08秒1.999メートルの地点

⑫の地点	④の地点から4度32分59秒1.979メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から2度01分41秒2.006メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から359度37分27秒1.982メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から356度37分06秒2.001メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から354度25分33秒2.008メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から352度14分24秒1.992メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から348度48分09秒1.998メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から345度24分51秒1.997メートルの地点
⑳の地点	⑲の地点から343度41分54秒1.988メートルの地点
㉑の地点	㉑の地点から342度10分11秒146.313メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から341度32分17秒2.008メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から340度18分41秒1.995メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から338度07分45秒1.995メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から335度28分21秒1.987メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から333度49分07秒2.004メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から331度42分25秒2.002メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から329度31分12秒1.991メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から328度10分36秒2.001メートルの地点
㉚の地点	㉙の地点から326度01分49秒1.988メートルの地点
㉛の地点	㉚の地点から323度27分45秒1.999メートルの地点
㉜の地点	㉛の地点から321度25分30秒2.003メートルの地点
㉝の地点	㉜の地点から319度25分03秒1.983メートルの地点
㉞の地点	㉝の地点から317度58分52秒2.012メートルの地点
㉟の地点	㉞の地点から315度09分43秒2.000メートルの地点
㊱の地点	㉟の地点から313度05分27秒1.995メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から310度59分18秒1.991メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から309度27分25秒1.998メートルの地点
㊴の地点	㊳の地点から307度27分23秒1.993メートルの地点
㊵の地点	㊴の地点から305度47分56秒1.990メートルの地点
㊶の地点	㊵の地点から303度30分25秒1.994メートルの地点
㊷の地点	㊶の地点から301度02分52秒1.991メートルの地点
㊸の地点	㊷の地点から299度05分57秒1.993メートルの地点
㊹の地点	㊸の地点から297度15分19秒2.005メートルの地点
㊺の地点	㊹の地点から295度33分28秒1.984メートルの地点
㊻の地点	㊺の地点から293度21分24秒1.998メートルの地点
㊼の地点	㊻の地点から291度10分02秒1.997メートルの地点
㊽の地点	㊼の地点から288度40分15秒1.996メートルの地点
㊾の地点	㊽の地点から287度10分28秒1.998メートルの地点
㊿の地点	㊾の地点から285度28分46秒1.993メートルの地点
㊸の地点	㊿の地点から283度12分56秒1.982メートルの地点
㊹の地点	㊸の地点から280度57分05秒2.006メートルの地点
㊺の地点	㊹の地点から278度31分00秒1.992メートルの地点
㊻の地点	㊺の地点から276度49分57秒1.992メートルの地点
㊼の地点	㊻の地点から275度18分50秒1.998メートルの地点
㊽の地点	㊼の地点から273度10分42秒2.002メートルの地点
㊾の地点	㊽の地点から271度09分08秒1.989メートルの地点
㊿の地点	㊾の地点から268度47分40秒1.996メートルの地点
㊸の地点	㊿の地点から266度15分18秒1.990メートルの地点
㊹の地点	㊸の地点から264度06分17秒2.006メートルの地点
㊺の地点	㊹の地点から262度17分44秒1.999メートルの地点

⑨2の地点	⑨1の地点から261度03分04秒1.999メートルの地点
⑨3の地点	⑨2の地点から258度53分13秒1.998メートルの地点
⑨4の地点	⑨3の地点から256度26分18秒1.992メートルの地点
⑨5の地点	⑨4の地点から254度15分21秒1.994メートルの地点
⑨6の地点	⑨5の地点から252度08分52秒1.990メートルの地点
⑨7の地点	⑨6の地点から250度42分50秒2.001メートルの地点
⑨8の地点	⑨7の地点から248度24分23秒1.997メートルの地点
⑨9の地点	⑨8の地点から246度17分18秒1.994メートルの地点
⑩0の地点	⑨9の地点から244度09分54秒2.001メートルの地点
⑩1の地点	⑩0の地点から242度13分36秒1.994メートルの地点
⑩2の地点	⑩1の地点から240度34分30秒1.999メートルの地点
⑩3の地点	⑩2の地点から238度25分01秒1.999メートルの地点
⑩4の地点	⑩3の地点から236度13分20秒1.991メートルの地点
⑩5の地点	⑩4の地点から233度56分13秒2.003メートルの地点
⑩6の地点	⑩5の地点から222度36分42秒2.019メートルの地点
⑩7の地点	⑩6の地点から240度12分33秒2.011メートルの地点
⑩8の地点	⑩7の地点から227度52分10秒1.992メートルの地点
⑩9の地点	⑩8の地点から225度44分56秒2.002メートルの地点
⑪0の地点	⑩9の地点から223度54分08秒1.993メートルの地点
⑪1の地点	⑪0の地点から221度55分46秒1.993メートルの地点
⑪2の地点	⑪1の地点から219度45分28秒1.997メートルの地点
⑪3の地点	⑪2の地点から225度18分57秒1.924メートルの地点
⑪4の地点	⑪3の地点から208度56分07秒2.098メートルの地点
⑪5の地点	⑪4の地点から214度12分26秒1.998メートルの地点
⑪6の地点	⑪5の地点から211度47分44秒1.997メートルの地点
⑪7の地点	⑪6の地点から210度02分14秒1.994メートルの地点
⑪8の地点	⑪7の地点から207度14分46秒1.994メートルの地点
⑪9の地点	⑪8の地点から205度23分29秒1.987メートルの地点
⑫0の地点	⑪9の地点から203度23分40秒1.997メートルの地点
⑫1の地点	⑫0の地点から201度47分27秒1.999メートルの地点
⑫2の地点	⑫1の地点から197度34分11秒3.058メートルの地点
⑫3の地点	⑫2の地点から200度52分55秒0.926メートルの地点
⑫4の地点	⑫3の地点から195度24分04秒1.996メートルの地点
⑫5の地点	⑫4の地点から193度32分57秒1.998メートルの地点
⑫6の地点	⑫5の地点から191度36分11秒1.994メートルの地点
⑫7の地点	⑫6の地点から189度03分18秒1.989メートルの地点
⑫8の地点	⑫7の地点から186度26分30秒1.997メートルの地点
⑫9の地点	⑫8の地点から184度32分56秒2.017メートルの地点
⑬0の地点	⑫9の地点から181度15分47秒1.678メートルの地点
⑬1の地点	⑬0の地点から8度23分18秒12.428メートルの地点
⑬2の地点	⑬1の地点から78度07分09秒1.535メートルの地点
⑬3の地点	⑬2の地点から72度27分07秒7.907メートルの地点
⑬4の地点	⑬3の地点から62度53分50秒7.908メートルの地点
⑬5の地点	⑬4の地点から53度21分01秒7.907メートルの地点
⑬6の地点	⑬5の地点から46度22分18秒3.633メートルの地点
⑬7の地点	⑬6の地点から47度33分43秒4.762メートルの地点
⑬8の地点	⑬7の地点から54度17分50秒4.762メートルの地点
⑬9の地点	⑬8の地点から61度02分41秒4.761メートルの地点
⑭0の地点	⑬9の地点から68度22分42秒5.621メートルの地点
⑭1の地点	⑭0の地点から76度21分16秒5.621メートルの地点

- ⑭の地点 ⑭の地点から84度18分06秒5.620メートルの地点  
⑮の地点 ⑮の地点から92度15分13秒5.620メートルの地点  
⑯の地点 ⑯の地点から100度13分35秒5.621メートルの地点  
⑰の地点 ⑰の地点から108度10分26秒5.620メートルの地点  
⑱の地点 ⑱の地点から116度07分39秒5.620メートルの地点  
⑲の地点 ⑲の地点から124度06分00秒5.620メートルの地点  
⑳の地点 ㉑の地点から132度02分36秒5.621メートルの地点  
㉒の地点 ㉓の地点から140度00分33秒5.620メートルの地点  
㉔の地点 ㉕の地点から147度58分11秒5.621メートルの地点  
㉖の地点 ㉗の地点から157度01分11秒7.167メートルの地点  
㉘の地点 ㉙の地点から162度05分48秒146.403メートルの地点  
㉚の地点 ㉛の地点から166度50分02秒4.632メートルの地点  
㉜の地点 ㉝の地点から176度20分08秒4.632メートルの地点  
㉞の地点 ㉟の地点から186度27分04秒5.251メートルの地点  
㊱の地点 ㊲の地点から197度12分60秒5.250メートルの地点  
㊳の地点 ㊴の地点から207度58分32秒5.251メートルの地点  
㊵の地点 ㊶の地点から218度43分47秒5.251メートルの地点  
㊷の地点 ㊸の地点から229度29分45秒5.250メートルの地点  
㊹の地点 ㊺の地点から240度15分23秒5.251メートルの地点  
㊻の地点 ㊼の地点から251度00分46秒5.250メートルの地点  
㊽の地点 ㊾の地点から261度45分59秒5.251メートルの地点  
㊿の地点 ㊿の地点から272度31分58秒5.250メートルの地点  
㊿の地点 ㊿の地点から283度45分03秒5.696メートルの地点

(3) 面積 5,405.46平方メートル

- 4 埋立免許の年月日及び指令番号 令和3年12月8日 沖縄県指令土第806号  
5 関係図書を閲覧することができる市町村名 北谷町

### 沖縄県告示第78号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、河川管理用通路と遊歩道との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

令和5年2月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 河川の名称 内川水系内川
- 河川管理施設の名称又は種類 内川河川管理用通路
- 河川管理施設の位置 座間味村字座間味603番1地先から824番地先まで
- 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
  - 名称及び所在地 座間味村 座間味村字座間味109番地
  - 代表者 施設管理者 座間味村長 宮里哲
- 管理の内容
  - 遊歩道専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、通路の附属物その他の専ら通路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（通路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
  - 遊歩道専用施設に係る災害復旧
- 管理の期間 令和4年12月6日から遊歩道が存続する日まで

### 沖縄県告示第79号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第194号で認可した

中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年2月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 北谷町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 北谷町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和48年6月21日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

## 公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和5年2月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年10月25日
  - (2) 商号名 有限会社幸和建设
  - (3) 代表者名 比嘉良信
  - (4) 所在地 本部町字野原663番地1
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第886号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和4年10月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年10月25日
  - (2) 商号名 有限会社友利興業
  - (3) 代表者名 友利克
  - (4) 所在地 石垣市字平得124番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第9001号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和4年10月25日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和4年10月25日
  - (2) 商号名 株式会社リフレッシュ沖縄
  - (3) 代表者名 大石信昭
  - (4) 所在地 那覇市字仲井真398番地28
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第9431号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和4年10月25日付けで、建設業法第12条に基づき鉄筋工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和4年10月25日
  - (2) 商号名 新里組
  - (3) 代表者名 新里永士
  - (4) 所在地 石垣市字石垣261番地かんなハイツ103
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第14069号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 令和4年10月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和4年10月26日
- (2) 商号名 前里建設
- (3) 代表者名 前里勝一
- (4) 所在地 石垣市字白保347番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第9409号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年10月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和4年10月27日
- (2) 商号名 株式会社山一設備工業
- (3) 代表者名 山内盛一
- (4) 所在地 読谷村字瀬名波1047番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第13369号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年10月27日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和4年11月1日
- (2) 商号名 具志堅土木
- (3) 代表者名 具志堅一夫
- (4) 所在地 南城市知念字志喜屋595番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第9966号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年11月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和4年11月1日
- (2) 商号名 あんりハウス
- (3) 代表者名 安里昌暁
- (4) 所在地 西原町字我謝241番地の2安里アパート1-3
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第13130号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年11月1日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和4年11月2日
- (2) 商号名 株式会社小波津組
- (3) 代表者名 小波津英慎
- (4) 所在地 那覇市港町2丁目1番6号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-4)第160号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業及び解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年11月2日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和4年11月4日
- (2) 商号名 有限会社興勇開発
- (3) 代表者名 具志清勇
- (4) 所在地 南城市大里字嶺井24番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第6900号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和4年11月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

11(1) 処分をした年月日 令和4年10月20日

(2) 商号名 智建設

(3) 代表者名 松堂智

(4) 所在地 沖縄市美原一丁目22番12号Y's EC美原206

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第12739号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和4年10月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年2月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年10月26日 沖縄県指令土第634号、令和3年6月21日 沖縄県指令土第422号(変更)、令和4年2月28日 沖縄県指令土第3号(変更)、令和4年9月29日 沖縄県指令土第636号(変更)

2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字久貝アゲタ550番7(1、2工区)

3 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 種類 防火水槽

(2) 位置及び区域 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)

4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 三菱地所株式会社 代表執行役 吉田淳一、東京都港区元赤坂一丁目3番1号 鹿島建設株式会社 代表取締役 天野裕正

5 検査済証番号 令和5年2月1日 第4856号

6 工事完了年月日 令和4年12月26日

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年2月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年9月11日 沖縄県指令土第629号、平成29年12月26日 沖縄県指令土第847号(変更)、令和元年8月9日 沖縄県指令土第593号(変更)、令和4年11月21日 沖縄県指令土第828号(変更)

2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市宜保一丁目1番2の一部、1番6及び1番7(2工区及び3工区)

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市宜保一丁目1番地1 豊見城市長 徳元次人

5 検査済証番号 令和5年2月7日 第4858号

6 工事完了年月日 令和5年1月19日

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年2月21日



沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年6月9日 沖縄県指令中土第475号、令和4年3月10日 沖縄県指令中土第1020号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字池田上池田45番3及び45番4並びに45番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字呉屋14番地（高江洲アパート3-A） 喜屋武英隆、西原町字呉屋14番地（高江洲アパート3-A） 喜屋武理恵
- 5 検査済証番号 令和4年10月26日 C第584号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年2月21日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年5月17日 沖縄県指令中土第1933号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字池田具志神田102番1及び101番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字宮平345番地1 株式会社大橋自動車販売 代表取締役 田場士朗
- 5 検査済証番号 令和4年10月28日 C第585号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年2月21日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年2月10日 沖縄県指令中土第662号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字大城門田原89番の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字比嘉593番地 新垣孝太
- 5 検査済証番号 令和4年11月10日 C第586号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年2月21日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年6月9日 沖縄県指令中土第481号、令和4年1月12日 沖縄県指令中土第114号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字新垣上原101番地の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原816番地南マンション201号 喜舎場睦博
- 5 検査済証番号 令和4年11月10日 C第587号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年2月21日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年6月2日 沖縄県指令中土第471号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字南浜南浜原166番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字登又175番地グリーンテラス201号 中村桂介
- 5 検査済証番号 令和4年11月14日 C第588号
- 6 工事完了年月日 令和4年11月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年2月21日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年10月15日 沖縄県指令中土第2349号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字安室安室原42番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎町三丁目7番地の1航空局糸満宿舎C棟107号 小野雄作
- 5 検査済証番号 令和4年11月21日 C第589号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年2月21日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年7月14日 沖縄県指令中土第2655号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字伊集伊集原62番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 中城村字伊集63番地2F 合同会社since 代表社員新垣直司
- 5 検査済証番号 令和4年11月22日 C第590号
- 6 工事完了年月日 令和4年11月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年2月21日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年3月1日 沖縄県指令中土第699号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字当間前原808番4の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原732番地Southhill.f 301号 比嘉一真
- 5 検査済証番号 令和4年12月2日 C第591号
- 6 工事完了年月日 令和4年11月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年2月21日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年11月19日 沖縄県指令中土第3023号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地南良769番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字幸地769番地の4 上間琢野、西原町字幸地769番地の4 上間梢
- 5 検査済証番号 令和4年12月5日 C第592号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年2月21日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年12月27日 沖縄県指令中土第3639号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋前原293番3ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市普天間一丁目5番9-201号マルイチアパート 天久泰士
- 5 検査済証番号 令和4年12月6日 C第593号
- 6 工事完了年月日 令和4年11月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年2月21日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年12月27日 沖縄県指令中土第3638号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋前原293番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市志真志三丁目9番10号3F 宮城司
- 5 検査済証番号 令和4年12月6日 C第594号
- 6 工事完了年月日 令和4年11月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年2月21日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年3月31日 沖縄県指令中土第1349号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小那覇深伊久564番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市普天間二丁目20番3-201号宮城アパート 新川善史
- 5 検査済証番号 令和4年12月16日 C第595号
- 6 工事完了年月日 令和4年12月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年2月21日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年5月26日 沖縄県指令中土第2122号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長桃原175番16
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字翁長504番地の5（グリーンコート仲宗根205号） 比嘉洋平
- 5 検査済証番号 令和4年12月20日 C第596号
- 6 工事完了年月日 令和4年12月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年2月21日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年3月10日 沖縄県指令中土第1100号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字大城門田原48番、49番及び49番2のそれぞれ一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字大城48番地 屋良瑠美子
- 5 検査済証番号 令和4年12月22日 C第597号
- 6 工事完了年月日 令和4年12月19日

## 企 業 局 事 項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和5年2月21日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 松 田 了

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県企業局ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフト賃借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が令和5年3月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないこと又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていること。
  - (5) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関して直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
  - (6) 単独企業として本業務を行えない場合は、複数の企業で構成する共同企業体として参加することができる。共同企業体として一般競争入札に参加する場合には、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
    - ア 全ての構成員が、(1)から(4)までの要件を満たしており、1以上の構成員が(5)の要件を満たすこと。
    - イ 各構成員の役割分担が明確であること。
    - ウ 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年

間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類

カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類

キ 共同企業体として一般競争入札に参加する場合にあつては、協定書等の写し

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県企業局ホームページ (<https://www.eb.pref.okinawa.jp/>) からダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企業局総務企画課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁12階） 電話番号098-866-2803

(3) 申請書等の受付期間 令和5年3月1日（水曜日）から同月16日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和5年6月30日（金曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県企業局が実施する沖縄県企業局ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフト賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和5年2月21日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 松 田 了

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県企業局ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフト賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - ア 令和5年2月21日付け沖縄県公報定期第5101号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による入札参加資格を有すると認められた者
  - イ 端末機等の設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を令和5年3月16日（木曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、端末機等の設置及び設定を円滑に行うことができると並びに当該端末機等に障害が発生した場合において、1日以内に技術者を派遣して対応できることを証明した者
  - ウ 納入しようとする端末機等の機能等証明書を令和5年3月16日（木曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し当該端末機等を納入することができることを証明した者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県企業局ホームページ (<https://www.eb.pref.okinawa.jp/>) からダウンロードして入手すること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和5年3月1日（水曜日）から同月16日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県企業局総務企画課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁12階） 電話番号098-866-2803

#### 4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和5年3月1日（水曜日）から同月16日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

#### 5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年4月4日（火曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県企業局第3会議室 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁12階）

#### 6 入札保証金 見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県公営企業管理者企業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

#### 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

#### 8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和5年3月1日（水曜日）から同月16日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県企業局総務企画課
  - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 令和5年4月4日（火曜日）午前11時  
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Bids to be tendered  
Lease of terminal units for the network system at Okinawa Prefectural Government Enterprise Bureau as well as the application software.  
(This includes duties concerning installation and set-up.)
  - (2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased equipments, along with their hardware and software specifications etc.
  - (3) Delivery period and place  
Will be specified on our explanatory pamphlet.
  - (4) Period and place to submit a bid eligibility application form  
Period: From March 1, 2023 through March 16, 2023 (Except for Saturday and Sunday)  
Place: Okinawa Prefectural Government Building 12th floor, General Affairs and Administrative Planning Division  
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8570 Japan
  - (5) Bid due date and time  
April 4, 2023 (Tuesday) 2:00 p.m.  
(Bids sent by postal service must arrive by 11:00 a.m. on the day mentioned above.)
  - (6) Bid opening  
Date and Time: April 4, 2023 (Tuesday) 2:00 p.m.  
Place: Okinawa Prefectural Government Building 12th floor, the 3rd Conference Room
  - (7) Division in charge  
General Affairs and Administrative Planning Division Okinawa Prefectural Government  
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa, 900-8570 Japan  
Telephone 81-98-866-2803

## 病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和5年2月21日

沖縄県立八重山病院長 篠 崎 裕 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 麻酔記録システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立八重山病院総務課 石垣市字真栄里58  
4番地1
- 3 落札者を決定した日 令和5年1月20日
- 4 落札者の名称及び所在地 アイティーアイ株式会社沖縄支店 支店長 赤嶺幸一郎 那覇市港町2丁目  
9番地の5
- 5 落札金額 39,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和4年12月9日

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印刷所 有限会社 ドリーム印刷  
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地